

ディスポーザーのメリットとデメリット

ディスポーザーの使用には、良い点と問題となる点があります。設置を検討するとき、以下の点を参考してください。

良い点

- ①生ごみが発生した時点ですぐに処理でき、ごみ収集日まで保管しなくてもよい。
- ②悪臭、害虫、雑菌の発生しやすい季節でも、衛生的なキッチンが維持できる。
- ③ごみ収集所の生ごみでの汚れや悪臭が格段に減る。
- ④ごみ焼却場へのごみの搬入量が低減する。
- ⑤ごみ収集車の輸送負担が減少する。
- ⑥生ごみによる焼却炉の温度低下が軽減する。
- ⑦ごみ収集所における猫やカラスなどによるごみの散乱を低減できる。
- ⑧高齢者家庭などでごみ集積場まで重い生ごみを運ぶ必要がなくなる。

問題点

- ①家庭用排水管が詰まったり、装置が故障したりすることがある。(復旧費用は自己負担)
- ②粉碎処理するときに騒音や振動が発生する。(装置間に差がある)
- ③誤った取扱いによる人的負傷が発生することがある。(自己責任)
- ④下水道施設や下水処理施設への負荷が高まる。(使用料により必要経費を貯う)
- ⑤食べ物をすぐに捨てたり、大切にしなくなる心配がある。
- ⑥ごみ分別収集の意識が低下する可能性がある。
- ⑦設置のためには初期投資が必要。(メーカー・機種などにより設置費用に差がある)

松倉地区農村下水道の一部が供用を開始します
平成15年度から整備を進めていた松倉地区農村下水道が、鹿熊区、稗畠区、室田区、観音堂区、金山谷区で4月1日から供用地域を拡大して供用開始します。

ディスポーザーで処理できるものとできないものについて

処理できるもの

残飯・野菜くず・魚や鶏の骨・果物の皮や種・小さな貝殻・卵の殻・麺類・茶がらなど



一般的な食物類に限ります。

処理できないもの

繊維質の多い食物・野菜類



多量の生鶏皮やイカの生皮、多量のカニ殻、多量の枝豆や、多量のセリなど繊維質の物、玉ねぎやトウキビの外皮など

硬い物

骨・殻類・金属類・プラスティック類



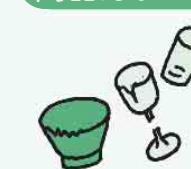
牛や豚の太い骨、ホタテやアサリなどの硬い貝殻、スプーン、フォーク、飲料水のキャップや瓶ビールの栓など

棒状の物



割り箸、竹串、爪楊枝、マッチ棒など

破損し易い物 陶器ガラス類

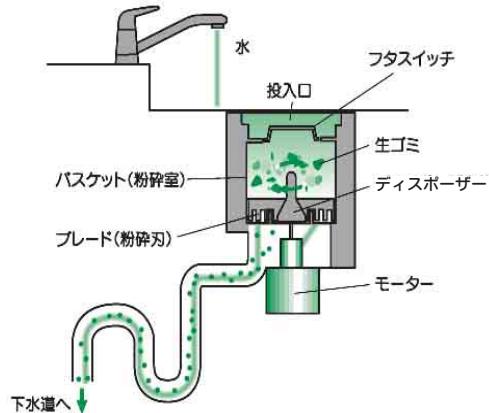


茶碗類、箸置き、ガラスのコップなど

包装品類・雑貨類



ラップ包装、ビニール袋、輪ゴム、発泡スチロール製トレイ、紙類、タバコの吸い殻、髪の毛など



ディスポーザー(单体型家庭用生ごみ処理機)の使用について

公共・農村下水道条例の一部改正のお知らせ

市では、公共下水道(火災復興などの地域下水道を除く)および農村下水道の条例の一部を改正し、单体型家庭用生ごみ処理機(ディスポーザー)の使用を許可することになりました。

これまで排水処理装置付きのディスポーザーについてのみ、使用を認めていましたが、家庭用のみに使用する場合に限り、单体型ディスポーザーの使用を新たに認めるものです。業務用は、処理装置付きのみ使用できます。

使用するには申請が必要!

使用する場合は、魚津市下水道排水設備指定工事店を経由し、必要書類を添えて使用申請をしてください。設置までの流れは下の図のとおりです。また、すでに单体型ディスポーザーを使用している場合は、下水道条例の改正により、速やかに届出をしてください。届出をしなかった場合は、過料が科せられる場合があります。なお届出方法など下水道課に問い合わせください。ディスポーザーの場合は無料です。

これまで排水口に取り付け、家庭内で発生する生ごみを粉碎処理し、水と一緒に下水道に直接排出する装置です。これまでは、粉碎処理した生ごみを直接下水道へ流すことは下水道施設へ大きな負担がかかるとして認めてきました。しかし実証実験の結果な能と判断し、平成19年4月1日から使用を許可することになりました。

ディスポーザーって?

設置までの流れ

- ①まず工事店と機種を決めます。
設置する時は、市の指定工事店から工事を依頼する店を決めます。機種は市の基準に適合した機種を選んでください。見積書を取り検討しましょう。
- ②市へ設置の確認申請をします。
市には計画確認申請書を提出します。市は申請内容を審査し、確認通知をします。
- ③いよいよ取り付けです。
指定工事が設置工事を行います。
- ④設置工事完了届
工事完了後、5日以内に工事店が設置工事完了届を提出します。
- ⑤設置確認検査
市は機種等の設置確認検査を行います。
- ⑥ディスポーザー使用開始届
市に使用開始届を提出し、ディスポーザーの使用を開始します。
- ⑦使用の際は、よく説明書を読み安全にお使いください。

※市への確認申請や届出をしなかった場合は、5万円以下の過料が科せられます。また、不正に使用料などの徴収を逃れた場合は5万円以上の過料が科せられます。

※条例の規定に違反して、排水設備やディスポーザーの新設などを行った場合は、市広報およびインターネットによりその名称、内容などを公表する場合があります。